

市議団速報

e-mail:info@jcp-niigata-shigidan.com NO. 215

2018年9月28日
日本共産党
新潟市議会議員団
電話 025-226-3450
FAX 025-223-7748

9月議会

「次の国会での改憲発議に反対する意見書」 を共同提案、区自治協議会条例の一部改正 に反対討論 —— 日本共産党市議団 ——



倉茂政樹議員

日本共産党市議団は26日の本会議で、市民ネットや無党派議員とともに「次の国会での改憲案発議に反対する意見書」を共同提案。倉茂政樹議員が提案理由説明を行いました。提案会派以外では民主にいがたが賛成しましたが、保守系会派と公明党の反対で否決されました。提案理由説明の大意は次の通りです。

安倍首相の憲法観は近代民主主義とは相いれない

安倍首相は自民党の総裁選挙にあたり、「自民党としての憲法改正案を次の国会に提出する」「国会議員が改憲の発議を怠り、国民に権利を行使させないことは『国民に対する責任放棄だ』とのそしりを免れない」などと発言しています。首相に求められる憲法99条の憲法尊重擁護義務などどこ吹く風です。総裁選のさなかに行われた自

民黨員、党友対象の世論調査でも、新しい総裁に期待する政策は経済政策の38・2%、財政再建の19・2%が上位であり、憲法改定を期待するのは僅か12・5%にすぎませんでした。憲法改定よりは経済対策が党内の世論で、総裁選で勝利したからといって改憲へのめりになれば、ますます民意との乖離が進むことは明らかです。権力の暴走を防ぐために憲法があるものであり、国民を支配するための道具として憲法を使おうという安倍首相の憲法観は近代民主主義とは相いれない存在であることは歴然としています。



野本孝子議員

26日の本会議で、日本共産党の野本孝子議員が、区自治協議会条例の一部改正について反対討論を行いました。賛成多数で可決されました。大意は次の通り。

条例「改正」は自治機能の低下につながるかと反対

区自治協議会は、条例の第1条で「地方自治法の規定に基づく」と明記され、法的な根拠を持つ市の正規の審議機関と位置づけられています。地方自治法に基づくことにより、市長はその意見を無視することは制度上許されないなどの権限があります。

ところが今回の条例改正は、区自治協を地方自治法に基づかない、本市独自の協議会とし、単なる市長の付属機関とする内容です。区自治協の位置づけを根本的に変えるものであり、これまで果たしてきた住民参加機能と自治機能を低下させるものとなります。

また、今回の改正案では、委員の構成から「公募による者」の記述がなくなるなど、住民参加機能が低下する懸念があります。

この間、区自治協からは出された建議や要望は、BRTや市立小中学校の適正配置など、市全体の施策に関連するものが多く、これらの意見について、市長は勘案する義務があり、市の運営にも反映されてきました。改正案では「地域課題に関すること」に諮問・建議内容が狭められ、自治機能の低下につながる恐れが

あります。地方自治法に基づく位置づけを堅持しながら、分権型政令市実現の協働の要としての自治協のさらなる発展に努めていくことこそ求められています。

篠田市長が答弁の中での暴言を撤回

篠田市長は、13日の保守系議員の質問に対する答弁の中で、質問の趣旨とはまったく関係なく、「ある政党」と言いながら、今回の市長選での日本共産党の対応を批判する発言をおこないました。

日本共産党市議団は14日、発言について本会議場で謝罪し撤回するよう市長に申し入れました。篠田市長は26日の本会議で、党市議団が指摘した発言の全文の撤回を申し出て、議事録から削除することが了承されました。



市議団の日程

- 9月28日(金) 決算特別委員会
大運動実行委員会
- 9月29日(土) 公的扶助研究会
- 9月30日(日) 公務公共一般定期大会
- 10月1日(月)~5日(金)
決算特別委員会
- 10月10日(水) 決算特別委員会(採決)
- 10月11日(木) 公契約条例推進会議